

第三期審議会における推進計画に関する主なご意見

全体的な観点

- ① 基本方針に示した大きな方向性について、より明確にするものとして作成するものとなるのではないか。
- ② 市が策定している他の個別計画等との関係性を考えると（他の計画の上位に位置付くものではないということから）、ある程度抽象的なものにしないと、他の計画等との整合性を取るのが難しいのではないか。
- ③ （言葉が正しいかわからないが）目に見えにくい人権ということについては、抽象的になりやすいため、計画策定においても具体的にしていける必要があるのではないか。
- ④ 計画の主人公を市民として作るという視点もあるのではないか。もしそうであれば、市の職員の意識に関する内容よりも、まずは市民の中から沸き起こるソーシャル・インクルージョンというようなことについての記載がはじめにあってもよいのではないか。
- ⑤ 基本条例・基本方針との整合性を持つ必要があるのではないか。基本条例・基本方針であまり言及していない内容について、推進計画で充実させた記載とするのは、少し唐突感があり違和感があるのではないか。
- ⑥ インクルーシブな社会にしていける（人権を大切にすること）ことは、その地域の発展や動きにつながり、経済も豊かにしていける。そういったことを計画に盛り込めないか。
- ⑦ 市民意識調査の結果を踏まえ、「人権・平和のまちづくり」が何を指すのかということをしっかり計画において示す必要があるのではないか。
- ⑧ 市民調査結果については、国や東京都以外にも、他の自治体の類似の調査との比較が必要であり、それを踏まえて計画に役立てていくことが必要ではないか。
- ⑨ 市民意識調査で判明した市民の意識に対し、どういった取り組むべき課題があるのかを明確にして、いくつか課題（ポイント）を絞って市としてのアプローチに言及するような方向性で計画立てていくことが必要ではないか。
- ⑩ 市民意識調査で課題を把握し、それに対する適切な対策、効果的な対策というものをぜひ国立市が代表して作っていただきたい。全国的にも効果的な対策というのが明確にないために、様々な問題が増加し続けている。ぜひ他の自治体に先駆けて政策を打ち出していきたい。
- ⑪ 市民意識調査の結果を踏まえると、インターネット・SNSに関する人権問題というのはやはり大きく、計画上もきちんと取り扱う必要があるのではないか。
- ⑫ インターネット上の被差別部落に関する差別事件に関しては、昨今、東京

高裁による判決が出た。このような司法の状況についても、計画の中の理念を記載するような場所において示した方が良いのではないか。

- ⑬ 個別の人権課題については、どれが優先ということではなく、全て満遍なく対応するということが重要ではないか。
- ⑭ どの部署で何をどれくらいの人員でどう対応するのか、こういった具体的なところを抑えていかないといけないのではないか。人権侵害が起こった時にどう対応するのか。学校での具体の取組は。年何回人権教室を行うのか。このような仕組みをまずは作って、3年間くらいで一度見直し、6年後どこまで進むのかしだいで次の計画につなげていくというようなことを行っていないと、抽象的なことでは計画として足りないのではないか。

教育・啓発の観点

- ① 特に今の子どもたちは、人権の問題や差別の問題に触れる機会が非常に少なくなっている。学校教育の中でしっかりと人権について伝えていくことが重要であり、計画の中に位置付けていくことが必要ではないか。
- ② 学校教育の中で、低学年の頃からしっかりと人権教育を行っていくことが必要ではないか。
- ③ 学校以外で人権に関して学ぶ機会がほとんどないという調査結果が出ており、学校との連携、働きかけというのはもっとしっかりと行っていく必要があるのではないか。
- ④ 学校における子どもたちへの人権教育というのは当然大切なことであるが、教職員についても、子どもとの関りの中における人権的な要素が多い。日々の多忙な業務の中で大変であることは重々承知だが、教職員に対する啓発についてもしっかりと行っていく必要があるのではないか。
- ⑤ 市民意識調査の結果では、学校への期待が総じて大きいように見えるが、期待が大きすぎて、過度に学校へ負担を押し付けることになるのは問題ではないか。全て学校に任せるということではなく、学校外でできることは学校外で行う（例えば職場など）ということが重要ではないか。
- ⑥ 様々な人権課題に関して、「知らない」という回答も多いが、「知らない」からといって差別をしないということではない。差別の実態というものをしっかりとらえていけるような活動が必要なのではないか。
- ⑦ 基本条例には、差別は禁止だということがきちんと明記されている。この基本条例の使い方・周知啓発については、まだまだやり方があるのではないか。
- ⑧ “差別はしないけれども、相手に無関心” という状況も、大きな人権問題なのではないか。市の基本条例は、そういったものも含めて対応していくという意気込みが入った条例であるはずであり、条例を活用した様々な取組が一層必要ではないか。

- ⑨ 人権について大人も学ぶ、忘れそうになった時に学べるという意味で、人権発物館についても検討を進めることが必要ではないか。
- ⑩ 多くの人がインターネットに関心を寄せている状況なのであれば、啓発手段としてインターネットをもっと活用していくことで効果的な啓発につながるのではないか。
- ⑪ 被差別部落の出身者に対する差別は現実的に今も起こっており、積極的に教育・啓発を進めていく必要があるのではないか。
- ⑫ 計画策定において、無理に学校教育と社会教育に分けて考えなくても良いのではないか。

相談・救済の観点

- ① 相談先の認知度が低いという状況は改善が必要である。弁護士や警察といったところも相談先としてはあるが、市民からすると敷居が高く感じる。市としてまず受け止める場所というのが必要ではないか。そのためには、相談実績や事例などを可視化して、安心して相談できるということの周知が必要ではないか。
- ② インターネットを活用した市の相談体制についても検討の余地があるのではないか。
- ③ 差別や人権侵害にあった際に、「相談する相手がいない」という子どもたちの回答があるが、こういった部分に焦点を当てることも必要ではないか。
- ④ 何か起こった際の救済ということについて、様々な罰則的な面も含め、審議会の役割として対応していく必要があるのではないか。

市職員に関する観点

- ① 職員調査の回答率が低い状況にあり、ソーシャル・インクルージョンを理念に掲げる市の職員として、その意識向上が更に必要ではないか。

市内事業所に関する観点

- ① 事業所調査の回答率は低調であるが、こういった人権の調査に回答いただいたということ自体、ある意味評価できる重要なことである。回答内容を踏まえしっかり計画に反映していくことが大事であるとともに、そのような事業所については、市として関係性を構築して今後につなげていくことが重要ではないか。

進捗管理の観点

- ① 進捗管理の方法についてよく検討する必要があるのではないか。
- ② 進捗管理に審議会がどのように関わっていくのか、審議会の役割についての記載が必要ではないか。